

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	アストマックス株式会社			コード	7162
提出日	2020/6/2		異動（予定）日	2020/6/25	
独立役員届出書の提出理由	・ 定時株主総会で新たに社外取締役の選任議案が付議されるため。 ・ 定時株主総会の終結の時をもって社外監査役塚越一郎氏が任期満了により退任することに伴い、新たに社外監査役の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	橋本 昌司	社外取締役	○										○				有
2	溝渕 寛明	社外取締役	○													○	新任
3	森田 孝彦	社外監査役	○													○	有
4	小坂 義人	社外監査役	○													○	有
5	藤本 邦雄	社外監査役	○													○	有
6	細川 健	社外監査役	○									△					新任

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	社外取締役橋本昌司氏がパートナーを務めております渥美坂井法律事務所・外国法共同事業と当社の間には取引がありますが、いずれも案件の内容に応じて複数の法律事務所の中から選択した結果であり、報酬額も他の法律事務所と比較して妥当な水準と判断しております。	弁護士として、企業法務に関する経験・識見が豊富であり、当社取締役会において、客観的視点で、独立性をもった経営の監視を遂行していただくとともに、適切な助言を通じてコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただけると判断したため、社外取締役として選任致しました。 同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。 同氏と当社との間には、過去及び現在において特別な利害関係はなく、当社経営陣から著しい支配・影響を受ける、または当社経営陣に対して著しい支配・影響を及ぼす可能性は認められないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として指定致しました。
2		再生可能エネルギー分野等の当社事業に関わり合いの深い識見を有していることに加え、経営者としても豊富な経験を有し、当社固有の問題点のみならず、幅広い視点から当社の経営を監督することにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただけると判断したため、社外取締役として選任致しました。 同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。 同氏と当社との間には、過去及び現在において特別な利害関係はなく、当社経営陣から著しい支配・影響を受ける、または当社経営陣に対して著しい支配・影響を及ぼす可能性は認められないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として指定致しました。
3		長年に亘る会計実務及び会計システム構築に携わってきた経験を有しており、現在は国内外で業務改善等のコンサルティング業務に従事されております。 これらの実務に即した会計及び業務に関する見識と経験を活かし、当社の監査体制の強化に貢献していただけると判断したため、社外監査役として選任致しました。 同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。 同氏と当社との間には、過去及び現在において特別な利害関係はなく、当社経営陣から著しい支配・影響を受ける、または当社経営陣に対して著しい支配・影響を及ぼす可能性は認められないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として指定致しました。
4		公認会計士・税理士であり、経理・会計・税務の専門家としての見識及び経験から、独立かつ中立の立場での客観的な意見を当社の経営に活かすことを期待し主に当社管理面を中心とした監査を強化するため選任致しました。 同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。 同氏と当社との間には、過去及び現在において特別な利害関係はなく、当社経営陣から著しい支配・影響を受ける、または当社経営陣に対して著しい支配・影響を及ぼす可能性は認められないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として指定致しました。
5		住友商事株式会社において長年金融関連業務に携わってきた経験や、同社の米国現地法人においてEVP&CFO兼米州総支配人補佐（ニューヨーク）を務められた経験、住友商事フィナンシャルマネジメント株式会社において代表取締役社長を務められた経験等を有しており、金融・財務に関する幅広い知識や企業経営者としての見識を活かし、当社の監査体制の強化に貢献していただけると判断したため、社外監査役として選任致しました。 同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。 同氏と当社との間には、過去及び現在において特別な利害関係はなく、当社経営陣から著しい支配・影響を受ける、または当社経営陣に対して著しい支配・影響を及ぼす可能性は認められないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として指定致しました。

6	社外監査役細川健氏は、当社主要株主である株式会社大和証券グループ本社の出身です。 また、2018年4月以降は、大和証券グループ本社の子会社である大和プロパティ株式会社の監査役を務めております。	法務・コンプライアンス及び経営企画分野での豊富なキャリアを有し、米国ニューヨーク州弁護士登録者でもあります。当社の今後の事業展開において、これらの知見を経営の監査・監督に発揮いただけるものと判断したため、社外監査役として選任致しました。 同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。 同氏と当社との間には、過去及び現在において特別な利害関係はなく、当社経営陣から著しい支配・影響を受ける、または当社経営陣に対して著しい支配・影響を及ぼす可能性は認められないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として指定致しました。
---	---	--

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。